

労働者の立場から



伊古田 隆一*

ご紹介いただきました連合の伊古田と申します。私からは、今年のILO総会の第4議題「持続可能な開発目標（SDGs）を支えるILOの開発協力」について、「労働者の立場」から議論をご紹介させていただきたいと思います。

1 開発協力が取り上げられることになった背景

この議題が設定された背景は、さきほど厚生労働省の井上さんからご紹介があったとおりです。「仕事の世界を取り巻く国際情勢の変化」ということで、急速な都市化、所得格差の拡大、気候変動、紛争、テロ、移民・難民などの変化が起きています。一方で、国際的な開発協力については、新たな財源確保の方策や国連開発システムの改革、そして持続可能な開発のための2030アジェンダの採択などにより、国際的な開発協力の枠組みが近年大きく変化してきている状況があります。そのような新たな文脈の中で、ILOや加盟国政労使の開発協力を果たす役割を位置づけ、今後の方向性を議論する重要性に対する認識が高まったことが議題採用の背景にあったと理解しております。

労働者側としても、非常にタイムリーな議論が行われたと考えています。ILO総会の委員会では、政府の代表が議長を務め、労使の代表が副議長として各側のスポークスパーソンを務めるのですが、その3人とも今年はアフリカの方でした。ILO総会で何を議題にするかについてはILO理事会で決めるのですが、その際、この開発協力の議題をアフリカの政府が非常に強く推していたということも聞いており、開発協力に対するアフリカの関心や期待の高さが現れているかと思います。

また、2019年8月には第7回アフリカ開発会議（TICAD7）が日本の横浜で開催されることになっています。昨今、中国のアフリカへの投資が非常に伸びている状況にあります。そうした中で、ディーセント・ワークを伴った仕事がアフリカでも増えていき、それが貧困削減や労働者、一般市民の権利や生活の向上へとつながっていくように、日本ならではの協力が進んでいく契機となるよう期待しているところです。

2 委員会での議論の様子

では本題に移ります。労働者側として、今年の総会、この議題の議論に臨むにあたって、基本的

*伊古田隆一（いこた・りゅういち） 連合（日本労働組合総連合会）国際局次長。2004年連合入局、総合労働局、（公財）国際労働財団への出向等を経て、2012年より総合国際局で勤務。

なスタンスが5点ほどありましたので、それをご紹介しておきたいと思います。

まず、1点目ですが、開発協力においても、権利をベースとするアプローチをとっていくべきであるということ。

2点目として、ILOの国際労働基準、社会対話、団体交渉の役割を十分に認識して、それが国連の組織、国連の開発協力の枠組みの中でも十分に認められるべきであるということ。

3点目は、社会的パートナーの能力開発強化の重要性。

4点目は、開発協力における民間企業とのパートナーシップについては、ILOの基本的な価値観、国際労働基準などを十分に尊重した選定基準に沿ったものであるべきということ。

最後の5点目は、SDGsの推進をはじめとする国際的な開発協力に関する政策を各国レベルで決定していく際にはILOが関与し、ILOの存在感を高めるべきであるということ。つまり、ILOが進めているディーセント・ワークの取り組みにおける四つの大きな柱——雇用、社会的保護、社会対話、権利を十分に打ち出していくということがありました。

労働者側としては、以上5点の大きな基本的なスタンスに立って、議論に臨みました。

具体的な討議ポイントについては、先ほど厚生労働省の井上さんからご紹介があったとおりです。私は労働者側が主に主張した点を補足的にご紹介していきたいと思います。

まず、討議ポイント1点目は、「SDGsが求めるディーセント・ワークのあらゆる側面を達成する上で、ILOの開発協力は新たな状況にどう適応するか」というものでした。これについては、労働者の権利促進という観点に加えて、ILOの三者構成主義がSDGsや国連の改革の中でも適用されていくべきであると主張しました。つまり、SDGsの実施のために各国で策定される計画は社会対話を踏まえるべきだということです。そして、その点においてILOは役割を果たしていくべきだということです。当然、労働者の組織も国連改革の議論に加わり、国連の中にILOのディーセント・ワーク促進の取り組みや三者構成主義が十分に組み込まれていくように役割を果たしていくということです。

討議ポイント2つ目は、「ILOの持つ三者構成・社会対話と開発協力のつながりを強化するには何ができるのか。ILOの開発協力は国家間格差是正のためにどのようにすればよいか」です。これについては、ILOの国際労働基準を発展させていくということが重要であるという主張をしています。とりわけ労働者側の立場からは結社の自由と団体交渉に関する条約を十分に批准し、適用していくということが重要であって、それがまだ世界各国で十分ではない状況があるので、十分に行う必要があること。やるべきことが多くあるという点を主張しました。

討議ポイント3点目は、「ILOの開発協力が政策の一貫性を促し、ディーセント・ワークを開発戦略と予算に盛り込むためにはどうすればよいか。ディーセント・ワーク国別プログラムを戦略的に用いる方法」です。こちらも、国際労働基準や社会対話、団体交渉の役割が、国連の開発援助枠組みの中でも認識されなければならないと主張しました。国連の改革が進む中であっても、ILOの活動領域が狭められるようなことになってはならないということです。ディーセント・ワークを進めていく取り組みについてはもちろんですが、ILOの三者構成主義、任務や権限、労働関連の予算、プログラム、そしてILOの国や地域に事務所がありますが、そういった組織・機構も守られないと

いけないという主張をしました。

最後の討議ポイント4つ目は、「開発のための資金調達やパートナーシップにおいて、ディーセント・ワーク達成に向けた政労使、ILO事務局の役割は何か」です。これについては、民間企業もSDGsの実施に際しては非常に重要な役割を果たすということを主張しました。民間企業が関わることは、労働組合や労働権の尊重、労働者に適切な賃金を払っていくという観点からも重要です。ただし、いくつかの多国籍企業が課税逃れや脱税のようなことをしている実態もあり、そういったことは開発協力を振り向けられる予算、資金源を侵食することでもありますので、問題として指摘しています。さらに、官民パートナーシップのあり方ですが、単に官民パートナーシップを開発協力のための資金調達の手段にするということだけではなく、そういった関わりができることによって民間企業がサプライチェーンを含めたディーセント・ワークを促進していくという観点もあるので、そういう観点からもあり方について再定義していくべきであることを述べています。資金調達については、政府としてそのような民間企業の枠組みを使いながら資金調達していく際には責任あるガバナンスを利かせていくということ。それから、きちんと透明性を確保し、説明責任を果たしていくことも重要であると述べました。

3 結論文書のポイントおよび争点

こうした議論を踏まえて結論文書が採択されました。厚生労働省の井上さんからご紹介がありましたが、私からは労働者側の受け止めとして、若干重複するかもしれませんが、まとめも兼ねて述べたいと思います。

第一に、「変化する仕事の世界への対応」です。地球規模の課題や技術革新等により、仕事の世界が急速に変化しており、2030アジェンダの実施には膨大な資源の動員が必要です。そのため、「革新的な資金調達手段」の必要性について触れられました。また、ILOの開発戦略は、ディーセント・ワークの実現のみならず、変化する仕事の世界も考慮に入れるべきとされました。政労使の共通認識のもと、文言が採択されたと思います。

第二に、「国連改革の中でのILOの役割」です。労働者側として委員会討議で強調した三者構成主義は、国連改革プロセスにおいても重要であり、政労使は関与する権限を与えられるべきであるという点が盛り込まれました。ILOの独自性、ユニークな特徴を埋没させず、守っていくべきだと考えています。

第三に、「ILOの今後の開発協力に関する指導原則について」です。ILO憲章が定めるILOの役割や三者構成主義は、各国によるSDGsの達成を支援していく上で重要な役割を果たすとされました。SDGsの実施においては、現状、必ずしもILOの三者構成主義が重視されているとはいええないかもしれませんが、しかし、とりわけ目標8のディーセント・ワーク達成の取り組みは三者構成の枠組みを通じてやっていくことが効果的であると思いますし、そういったものがしっかりと担保されてこそ実現できると思います。また、資金調達の件は、説明責任と透明性を尊重していくべきということでコンセンサスが得られたので、それについては非常に歓迎するという受け止めをしています。

第四に、「今後のILOによる開発協力に関する行程」です。各国における三者構成体制の支援、国連機関や国際金融機関との連携強化、インフォーマル経済からフォーマル経済への移行支援など

が指摘されているのですが、このロードマップの中に、グローバル・サプライチェーンにおけるディーセント・ワークの実現を支援していくという項目が入りました。この点について少しご紹介したいと思います。

使用者側のほうからは、グローバル・サプライチェーンの話を経済文書の中に盛り込むのは、この委員会の責任の範囲を超えるのではないかという意見があったと聞いています。いずれにしても、この課題については引き続き様々な場で議論をしていくことが必要だろうと考えています。ただ、グローバル・サプライチェーンの中でディーセント・ワークを確保し、促進していくという方向性自体には、異論はないのだらうと思います。多国籍企業の活動がとりわけ官民パートナーシップ、資金調達において、開発協力の分野でもどんどん関係性が強まっていくのであれば、決して無関係ではありません。労働者側として、開発協力の文脈の中でも多国籍企業の課題についてしっかりフォローしていくべきであるという受け止めをしているところです。

私からは以上です。ありがとうございました。（拍手）